令和５年度　泉佐野市住居表示審議会議事録　会議録要旨

開催日時	令和６年２月７日（水）13：30～
開催場所	泉佐野市役所　５階　第一会議室
案件	１．市長あいさつ ２．審議会会長の選出について ３．住居表示実施案の諮問 ・字の区域の変更及び町の新設並びに住居表示を実施する市街地についての諮問 ４．報告事項 ・住居表示審議会規則の改正について ５．その他
委員出席者	角野委員　佐久間委員　柴高委員　西田委員　徳村委員 古谷委員　西納委員　藤村委員　岸脇委員　赤坂委員 吉川委員　野口委員　岩田委員　馬場委員　辻委員
事務局出席者	千代松市長　鐘井政策監（兼）総務部長 木下マイナンバーカード活用担当理事（兼）市民課長 圓句市民課課長代理　清水市民課管理係長　西本市民課主任
傍聴人数	０人

配布資料

資料１　令和５年度　泉佐野市住居表示審議会　名簿
資料２　泉佐野市住居表示審議会規則
資料３　対象区域図
資料４　諮問書
資料５　住居表示実施予定区域町別面積・世帯数等一覧表
資料６　住居表示実施計画タイムスケジュール（案）貝田地区
資料７　泉佐野市住居表示審議会規則の一部改正について（報告）
資料７－２　泉佐野市住居表示審議会規則新旧対照表
参考資料１　住居表示に関する法律
参考資料２　住居表示に関する法律施行令
参考資料３　住居表示についての条例
参考資料４　住居表示についての条例施行規則
参考資料５　泉佐野市附属機関条例
参考資料６　泉佐野市住居表示整備状況について（実施日一覧）
参考資料７　泉佐野市住居表示整備状況
参考資料８　泉佐野市住居表示整備実施基準

《開会あいさつ》

【市長挨拶】
千代松市長

皆さま、こんにちは。

泉佐野市長の千代松 大耕でございます。

泉佐野市住居表示審議会の開催にあたりまして、ひと言ご挨拶申し上げます。

まずは、元日に発生いたしました令和６年能登半島地震により被災されお亡くなりになられました方々に心からのお悔やみを申し上げますと共に、今も避難所生活を余儀なくされておられる方々をはじめ、被害に遭われました全ての方々に対し心からのお見舞いを申し上げます。

本審議会を開催するに際しまして、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、平素より市政の各般にわたり格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

併せまして、泉佐野市住居表示審議会委員への就任につきまして、皆様には快くお引き受けをいただきましたことに重ねて感謝を申し上げます。

さて、既にご承知のとおり住居表示に関する法律は、わかりにくい町区域や住所の表示を明確にし、かつ合理的なものとするために昭和３７年に制定され、本市におきましても、この法律に基づき住居表示の実施を進めて参りました。

最近では、令和４年１月１１日に本市役所の所在地でもあります「市場東地区」の住居表示を「松風台地区」の住居表示以来２６年ぶりに実施し、続いて、同年６月２０日には「南中岡本地区」の住居表示を実施いたしました。両地区の住居表示の実施にあたりましては、審議会の皆様をはじめ、地域住民の皆様の格別のご理解ご協力を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。

この住居表示を行うことで、住所地の場所が分かりやすくなり、緊急車両が早く到着できることや、郵便物等の誤配を少なくすることができるといった利点もあり、市民生活の利便性向上にも繋がると考えております。

一方、住所の表記が変わることで、免許証や金融機関への届け出住所の変更などといったお手間をお掛けすることも生じて参ります。

泉佐野市といたしましては、世界に羽ばたく国際都市泉佐野をめざし、まちづくりを進めており、外国籍の住民の方も増えていく中で、わかりやすい住居の表示が求められております。こうした中、この度、鶴原貝田地区の住居表示につきまして諮問させていただく次第でございます。

委員の皆さまにおかれましては、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、泉佐野市住居表示審議会開会にあたりましての挨拶とさせていた

だきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

《委嘱状交付・委員、事務局紹介》
《資料確認・審議会概要説明》

【審議会会長の選出】

《佐久間委員を会長に選出》

事務局
　審議会規則第６条第１項の規定に基づき、これ以降の議事につきましては佐久間会長を議長として進めさせていただきます。
　それでは、佐久間会長よろしくお願いいたします。

議長（会長）
　では、会長に選んでいただきましたので私からひと言ご挨拶させていただければと思います。
　わたくし、先ほどご紹介いただきましたけれども、和歌山大学システム工学部で都市計画・まちづくりを担当しております。泉佐野市とは、都市計画審議会ですとか泉佐野丘陵緑地の運営審議会とかでお世話になりました。
　皆さんのご助力をいただいて会長の任を務めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
　住居表示の実施にあたりまして、先ほど市長さんからのご挨拶にもありましたけれども、計画的に進めていくという事が非常に大事ですし、一方で住民の方にも非常に大きな影響がありますので、皆さんから真摯なご検討をいただいて、きちんと審議会として検討していきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。
　では、簡単ですけどもご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【諮問案審議】
議長（会長）
　では、次第に基づきまして議事を進めて参りたいと思います。
　本日の案件でございます、次第の三つ目の「住居表示実施案の諮問」という事で、こちらを議題としていきたいと思います。
　本件につきましては、市長から審議会に対する住居表示実施に関する諮問となっております。最初に、千代松市長から諮問をお受けしたいと思います。

千代松市長
（諮問書を読み上げ、会長に提出）

議長（会長）
本審議会、審議会規則第２条により、住居表示の重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、意見を述べるものとなっております。本件を審議会に上程したいと思います。
それでは、本件につきまして審議してまいりたいと思います。
まず、審議会の運営につきまして、会議の公開についてお諮りしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局
審議の途中ではございますが、市長はこのあと、公務がございますので、これにて退席させていただきます。

市長
どうぞよろしくお願いいたします。
（市長退席）

事務局
それでは、会議の公開につきまして、事務局からご説明いたします。
資料２「泉佐野市住居表示審議会規則」をご覧いただけますでしょうか。本審議会は第８条第１項により原則公開として（第１号）では、泉佐野市情報公開条例第６条各号に掲げる情報、いわゆる個人情報を取り扱う場合、（第２号）では、議事運営に著しく支障がある場合は、公開しないことができるとなってございます。
そこで、第２項では、会議の公開、非公開の決定に関しましては、審議会でお諮りいただく事になっておりますので、宜しくお願いいたします。
なお、会議の記録を、会議が終了後速やかに作成し、公表させていただく予定となっております。会議の記録作成のため、IC レコーダーにより会議内容を録音させていただきますが、会議録作成後は録音データを消去いたしますので、ご了承くださいますようにお願いいたします。以上です。

議長（会長）
只今、事務局から審議会の公開について、説明がありました。
今後、個人情報を扱う場合など、非公開とすべき案件が発生した時には、審議会の

非公開をお諮りする事としまして、今後、当審議会は公開として資料につきましても傍聴者への閲覧を許可し、進めたいと思います。
よろしいでしょうか。

委員
（「異議なし」の声）

議長（会長）
ありがとうございます。では、審議会を公開として進めて参りたいと思います。傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか？

事務局
傍聴者の方ですが、おられませんということで報告させていただきます。

議長（会長）
分かりました。傍聴の方がいらっしゃらないという事ですので、このまま引き続き審議を進めて参りたいと思います。では、事務局から諮問についてご説明お願いします。

事務局
事務局の木下でございます。
それでは、市長より審議会に諮問させていただきました「字の区域の変更及び町の新設並びに住居表示を実施する市街地について」の説明をさせていただきます。
はじめに、今回ご審議いただきます住居表示実施予定区域の概要をご説明いたします。
資料３をご覧ください。
今回の諮問における対象区域は、資料３に斜線で示した区域となります。
具体的な区域は、国道２６号線上にあります貝塚市との行政界の南側を起点に、同国道を和歌山方向に進み、鶴原四角池線に至ります。これを左に折れ四角池の池堤まで進みましたら、池堤沿いを進み、四角池に繋がる水路・地番境界、里道を経て、才賀池の大阪側を通り、府道大阪和泉泉南線に至ります。才賀池に流れ込む水路を上流に進み、分岐を右折しましたら、水路、地番境界、段差を進み、府営泉佐野鶴原北住宅の外周を時計回りに進み、貝田新池篭池線に達しましたら左折し、府道泉佐野熊取線に出ましたら交差点を左折し同府道を進みます。新家泉ケ丘線との交差点に達しましたらこれを右折し、庄田池を反時計回りに進み、貝田長坂線に至りましたらこれを道路沿いに５０メートル進み、再び庄田池沿いに入った地点から７０メートル進んだ

先を右折し、資材置き場、マンション南側の地番境界を進み府営泉佐野見出住宅に至りましたら外周を時計回りに進み、見出川に達した所を貝塚市との境界を左側に進み起点に至る地点で囲まれた区域となります。

鶴原地区につきましては、面積で２．７１平方キロメートル、人口で１２，２２２名を有し、本市における人口集中地区の面積比で１３．４パーセント、同人口比で１４．８％を占める都市化が進んだ区域となってございます。そのため、市では昭和４３年に鶴原二丁目から四丁目、昭和５７年に鶴原一丁目、五丁目、又、昭和６３年には泉ケ丘一丁目から四丁目、南泉ヶ丘一丁目から三丁目の住居表示を実施し、又、併せて泉ケ丘五丁目として新たに町を設定したところでございます。

このように、鶴原地区につきましては住居表示が進んでいる区域であり、鶴原地区の住居表示未実施区域につきましても、近年の宅地化による都市化が進んでいる事から、今回、貝田町内会様のご協力により貝田地区の住居表示の実施を進めてまいるものでございます。

お手元の資料４「字の区域の変更及び町の新設並びに住居表示を実施する市街地について（諮問）」をご覧ください。本日ご審議をお願いしますのは、（１）字の区域の変更について、（２）町（ちょう）の新設について、（３）住居表示を実施する市街地の三点でございます。

まず、（１）字の区域の変更についてご説明させていただきます。これは、先ほどご覧いただきました資料３の対象区域のうち見出川より貝塚市側の区域を除いた区域について、新設する町区域に編入するため、鶴原の区域から除くものでございます。別図１の斜線で示された区域が新設する町に編入される事となります。

次に、⑵町の新設についてのご説明をさせていただきます。別図２に示すとおり、貝田町一丁目、貝田町二丁目、貝田町三丁目、及び貝田町四丁目を新設するものでございます。町の名称でございますが、当該区域は「貝田町」とするものでございます。この「貝田町」に一丁目から四丁目までを新設し町の名称とするものでございます。

次に町区域の設定でございますが、住居表示実施基準では、町の境界は、道路、鉄道もしくは軌道の線路その他の恒久的な施設、又は河川、水路などによって定めるとなってございます。この場合、境界線は、道路、河川、水路などの一方の端を境界とすることになっており、原則として、これらが南北線の場合は西側を、東西線の場合は南側とすることとなってございます。町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じないよう簡明な境界線をもって区画された一団を形成することに留意し、その規模は、当該地区の用途地域や人口、家屋密集度等を勘案し定めることとなってございます。また、これらに適合しない場合は、その町の沿革、地域社会の実情、実態に即しつつ、できるだけ上記に適合するように町区域の合理化に努めるものとされてございます。本案につきましても、これらを基本としながら、地元町会等との協議調整の上、設定させていただいております。

資料５をご覧ください。各町の概要でございます。
貝田町一丁目にしようとする区域の
面積は約１１．０１ｈａ、１５８世帯、人口３１９名であります。
貝田町二丁目にしようとする区域の
面積は約１１．８１ｈａ、１０１世帯、人口２０７名でございます。
貝田町三丁目にしようとする区域の
面積は約５．６３ｈａ、２７世帯、人口４９名であります。
貝田町四丁目にしようとする区域の
面積は約４．７１ｈａ、８４世帯、人口１７８名でございます。

町の新設についてのご説明は以上でございます。

次に、(3)住居表示を実施する市街地についてのご説明をさせていただきます。資料４別図３にお戻りください。別図３に斜線で示した区域が住居表示を実施する市街地とする区域となってございます。区域につきましては、資料３にお示しした区域となっており、先にご説明させていただきました貝田町一丁目から四丁目までの区域に加え、見出川より貝塚市側にあります鶴原地番の区域となっております。

なお、この見出川より貝塚市側の区域につきましては、同区域内の住民が貝塚市側の自治会に加入している事、区域内の行政サービスを貝塚市に委託している事に加えまして、区域住民へのアンケートの結果をふまえまして、今回は住居表示を実施しない事としてございます。また、今回の字の区域の変更、及び町の新設の区域外としております。この件につきましては、区域住民の方々にご通知、お知らせしております。

住居表示を実施する市街地についてのご説明は以上でございます。

最後に今後のスケジュールにつきましてご説明させていただきます。資料６をご覧ください。まず、２月上旬にあります、本日開催の住居表示審議会で諮問案どおりの答申をいただきましたら、「住居表示に関する法律第３条第１項」の規定に基づき、３月定例市議会に「住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」の議案を提出いたします。この議案が可決されましたら、審議会より答申いただきました「町の区域の変更及び新町名」案を３０日間公示いたします。

その後、令和６年９月定例市議会に「字の区域の変更及び町の新設について」の議案を提出し、その議案が可決されましたら、令和６年１０月中旬頃に「字の区域の変更及び町の新設について」の告示、及び「住居表示実施区域、街区符号、住居番号および実施期日」の告示をおこないます。

これらの事項を関係人及び関係行政機関に通知するなど所要の手続きを経まして、同年１１月中に住居表示を実施してまいりたいと考えております。

なお、実施にあたりましては、住民の皆様に十分にご周知させていただくため、各ご世帯を訪問し、丁寧な説明をおこなうと共に、ご理解とご協力をいただき、進める所存でございます。

以上、簡単ではございますが、諮問「字の区域の変更及び町の新設並びに住居表示を実施する市街地について」の説明を終わらせていただきます。

何とぞ、ご審議の上、ご答申賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（会長）

只今、事務局から諮問に対する説明がございました。

大きく３点、一つ目が字の区域の変更、二つ目が町の新設、三つ目が住居表示を実施する市街地ということで、貝田町一丁目から四丁目までの住居表示を実施するということで説明がございました。

では、審議に入りたいと思います。本件に対しまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

委員

質問の前に、私の住んでいる新家町の方では町内会などで住居表示の実施に向けた議論を今おこなっておりまして、市の職員さんも含めて住民向けの説明会も、今度の土曜日を含めて３回開いてもらって、色々、ご苦労をおかけしまして感謝しているところです。

それで、１つ目の質問の方が、この法律（住居表示に関する法律）の５条２項を踏まえて、町名についての市の考え方と、情報提供をどのようにされているのかという事です。５条の２項に書かれているのですが、「当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない」と定められています。

今回の「貝田」という町名は、「日本後紀」なんかで調べますと、「垣田野」という形で、昔の勅撰の歴史書にも、読み方が「かいた」ではないですけど、「かきたの」と書かれていますし、この貝田町の方には、熊野古道のところに九十九王子というのがあり、その１つとして、「かいた王子」というのが置かれたりして由緒ある所ということで、今も「貝田」ということで引き継がれていますので「貝田」という名称は、この法律の趣旨に沿ったものだとは考えております。

ただ、１つの例として、苫小牧市の方では従前の字の名前は使用しないというような市の方針なんかがあって、それで、住民の考えとか思いとの乖離といいますか、住民の方から反対意見が出たりとか、そういう事があったと聞いています。

このあいだ google で地図を見たら、今の住所の名称は住民の意見に沿ったような名称になっていまして、細かいところは端折りますが、古い町名とかですね、そういうのも残すのだったら残していかなければと思っているところです。

そういう事で、最終的には住民の総意で決められる事だとは思うのですけれど、市の方でどのように考えられているのかという事と、古い町名の由来なんかについて住

民の方に情報提供をされているのかというのをお聞きしたいと思っています。よろしくお願いします。

議長（会長）

ご質問ということで、１つ目が、貝田町という案に至る経緯というか、お考えということで、ご質問いただきました。

委員

法律について、どのように考えているのか、おそらく法の趣旨に沿って執行されているということだと思うのですけど、一応、確認も含めて法律に関するお考えと、住民の人がこの町の名前を決めるというか、住居表示で名前をつける時に昔の由来とかを情報提供されているのかというところです。

議長（会長）

では２点ということですね。では、事務局からお願いします。

事務局

まず１点目の住居表示に関する法律第５条第２項をふまえた町名についての市の考え方ということで、お手元にございます参考資料８をご覧ください。泉佐野市住居表示整備実施基準を定めておりまして、その中の第１の２項をご覧ください。町名の定め方という事での基準、ルールを設けております。読み上げさせていただくような形で回答になりますが、（１）従来の町の名称又は当該地域における歴史、伝説、文化の上で由緒のある名称で、親しみ深く語調のよいものを選択する。（２）当用漢字を用いる等読みやすく簡明なものとする。（３）本市内で同一の町の名称又はまぎらわしい類似の名称が生じないようにする。（４）町名として丁目をつける場合は、その利害得失を十分検討のうえ行うものとし、丁目の数はおおむね４～５丁目程度にとどめるものとする。これらを基準として決めていく訳なのですが、市の方で一方的にこうですよという提示をするのではなく、実施される区域の住民の方々の意見を尊重しまして決めていくという形になってございます。

新たに開発された区域などでは、町会の方で住民アンケートを取っていただき、名称案を市に要望するような形を取った場合もございます。

いずれにしましても、市が単独で決定していくというものではなく、地元さんと十分な話し合いをしながら、丁寧に確実に決定していくという形を取らせていただきます。

もう１つの、「貝田」という町名の由来を住民の方に周知とかしているのかですが、特に「貝田」という部分についての、その歴史ある由緒の事柄、事象につきましては、

特に情報提供は行ってはいないというのが現状になってございます。
以上２点が事務局からの回答となります。

議長（会長）
１点目は市の実施基準に基づいてご説明いただきましたけれども、法の趣旨に反するものではないとお示しいただいたのかと思いますし、２点目は、現時点では特にされてないということでのご回答だったと思いますが、いかがでしょうか？

委員
はい、どうもありがとうございます。
それで、諮問の中で貝田町（かいたちょう）の読み方「かいたちょう」と濁らないんですが、車で運転していた時だったか、標識かなんかに「かいだ」と濁って書いているのを見かけて、「かいた」じゃないのかなと思った事があるんです。「かいたちょう」ということでよろしいかなと思うんですけど、過去に名古屋の方で住居表示を実施した時に読みで「御器所（ごきそ）騒動」とかいうのがあって、「御器所」と漢字で書いたら難しいんですけど、市の方で最後の読みが「そ」なので「そ」という形で進めてたんですけど、国の指導で「そ」が漢字で表すと「所」という事で「しょ」と読むようにということで（町）名板を電柱に付けたら「しょ」になっているという事で住民の方が大騒ぎして、元の正しいといいますか「そ」に戻したという様な事もありますので、きっちりと、行政も実施いただいてるかと思うんですけど、その点もよろしくお願いしたいと思っております。以上です。

議長（会長）
１点目はご回答でご了解いただいたという事と、２点目は、今後住民の方に説明される時に、情報提供のご検討いただければというご意見として受けておけばいいですかね。

委員
はい。

議長（会長）
２点目もございます。お願いします。

委員
ちょっと具体的になるんですけれど、貝田町の別図の下と右の方に府営住宅が２つあります。鶴原北住宅と、見出住宅が今回の住居表示の対象になってないんですが、

今後、新家町とか、鶴原東町でも順次住居表示の実施の計画をされているかと思いますが、そういうのが進んできた時に、この２つの府営住宅がどうなるのか疑問というか、今の時点で市の方で決められないと思いますが、お考えをお聞きしたいということです。例えば、新家町とか鶴原東町に含まれるのか、あるいは別に独立して、それぞれ鶴原北住宅、見出住宅という名前の町にするのか。あるいは、貝田町の方に組み入れるのか、それ以外なのかというお考えをお聞きできたらと思います。

議長（会長）

では、２つの府営住宅について現時点での見通しというか、お考えということでご質問いただきましたので、事務方から説明お願いします。

事務局

先ほど、申し上げました府営住宅、鶴原北住宅と、見出住宅と、２つの府営住宅が今後どのように住居表示が実施なされていくというところですが、先ほど申しましたように、近隣の、貝田町さん以外の隣接した所の住居表示が始まった時にするのか、府営住宅単独で行くのか、あるいは、今諮問いただいております貝田町一丁目から四丁目の時に、貝田の方に、例えば五丁目に繋げるのかという形をお伺いさせていただいたのですが、今のところ両住宅については何も決まっていないというのが現状です。今後、住居表示と町名について、両住宅の自治会さんの意見を聞き、近隣の関係町さんとも調整の上進めていきたと考えてございますので、ご理解の方賜りますよう、よろしくお願いします。

議長（会長）

よろしいですか。

委員

はい。それぞれ見出住宅とか鶴原北住宅という形で独立した町になるには、住居表示のこの地図とか、他の地図とか見てもちょっと小さいように思うんですけど、基準があるのか分かりませんが、その辺について、どうなのかという事を教えていただきたいんです。

議長（会長）

それも含めて、今後、ご検討っていう、先ほどのご回答だったかと思うんですけど。

委員

はい（挙手）。

議長（会長）

この辺り関連してですかね？

委員

新家町の会長をさせていただいてるんですが、域内に駅を中心に府営住宅が３つ周りにあります。

市にお願いしたいのは、都市計画として府営住宅も含めて「まちづくり」を観点に考えていただいたらいいと思うんです。どうしても人口減少する中、府営住宅は高齢者が多くなっていますし自治会の維持も大変とお聞きしています。新家町の住居表示を始めるにあたって、街づくりの観点で行政の方にお願いしたいと思います。以上です。

議長（会長）

そうしましたら、今後に向けてのご意見ということで、いつか人口減少の事も加味して検討いただきたいという事で、ご意見いただいたっていうことでよろしいですか。

委員

はい。

議長（会長）

では、他はいかがでしょうか。

委員

先ほど説明の中で貝田町の見出川沿いの所で泉佐野市民であるけども、貝塚市のサービスを受けているという説明があったのかと思います。何軒ぐらいですか？

議長（会長）

では事務局お願いします。

事務局

対象戸数としましては、12 戸でございます。世帯数としましては 14 世帯ございます。以上です。

委員

この１４世帯について、泉佐野市の選挙権以外の市民サービスは貝塚の市民サービ

スを受けているという事でいいんですよね。

事務局
　はい、委員のおっしゃるその通りでございます。

委員
　ちょっと腑に落ちないのが、貝田町さんの住居表示は賛成の立場なんですけど、その方々は、税金は泉佐野市に納めて貝塚の市民サービスを受けているっていうことですか。

事務局
　はい、その通りでございます。
　同じような回答になるかも分かりませんけども、住所の表示としては、「泉佐野市鶴原、数字の何番地」という形で１４世帯の方が住所の方を定めさせていただいております。ただ、区域、行政区域（※注サービス）があくまでも貝塚市になっておりますので、委員がおっしゃられましたように、選挙区としましては泉佐野の方となります。
　ただ、日常で言う、公共の下水であったり、ゴミの回収であったり、学校等は全て貝塚の方でしていただいてると。で、泉佐野はどうしているのかといいますと、その掛かった経費につきましては泉佐野市の方から貝塚市さんの方へ委託しております。
　その委託の分を持って、泉佐野市の１４世帯の方が生活をされています。
　また、貝塚市の行政区域の自治会に加入されておるというのが現状でございます。

議長（会長）
　よろしいですか。

委員
　はい。理解できました。

議長（会長）
　なかなか無いケースだと思うんですけど、ご質問で事情がよく分かったかなあと思います。ありがとうございます。
　では、他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員
　鶴原東町にも他の町名がありまして、下瓦屋であったり、上瓦屋であったりってい

うのがあるのですが、住居表示を進めていくにあたって、僕らの地域の町名にやっぱ誇りっていうのがありまして、鶴原東町っていう名前でいきたいという様な我々の思いとしてはあるんですけども。

でも、その中には、上瓦屋さん、下瓦屋さんも同じように町名に誇りを持っておられるというところもあると思うので、そういうところがお互いに折り合いが付くといいますか、協議の上に納得のいく町名にするためにはどうしたらいいのかなと。

今回の貝田町さんの中にも鶴原東町の町会の住民さんも町会員さんも居られるかも分かりませんし、そのあたりを踏まえ、どのように理解を求めていくのかなというのを一点お教えていただきたいなと思っています。

議長（会長）

はい、わかりました。なかなか答えの難しいご質問かなと思いますけれども、一旦、事務局から何かご回答お願いできますか。

事務局

確かに、なんと言いますか１００パーセントの、これだっていう答えは多分無くて、確かに鶴原東町さんであったり、下瓦屋の町会さんであったり、上瓦屋町の町会さんであったり、あと、下瓦屋南の町会さんであったりおられますので、行政としましては、どうしても町会が違う所の役員さん、町さんに話をさせていただいて、今まで経験している中では、住居表示を進めるにはおよそ２年位というスケジュール感はあるのですが、町の名称についてはなかなか前へ進むことが難しいのかなと危惧されます。

多分、その２年を超えての話にはなってこようかなと思いますし、町会さんの方も各々の規約の中で町会さんの会長もしくは役員さんが２年任期であったり、任期はバラバラかも分かりませんが長期にわたりますので、その役員さん方が変更していくとまた一から積み直しであったりする事もありますので、行政が何度も何度も足を運んだりして自治会の総会や役員会とかいう所で話をさせてもらうのと、各町さんで名称のアンケートを取るなり、そういう形で何とか折り合いがつくようにしていきたいと思っております。どうしたらいいのかと、私もちょっと悩んでるんですが。

行政としては、十分にご協力させていただくというところで、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（会長）

それぞれ地域の方の思いがある事だと思いますし、丁寧に進めていくっていう事以上はなかなか難しいのかなとも思います。

いま、行政のご担当課としての立場でご回答いただきましたけど、地元の方としても、例えば長期に渡りあまり役（員）が変わらないように特命のチームを作っていた

だいて長く検討ができるような仕組みをしていただくだとか、お互いできることをやりながら丁寧に進めていく他ないのかなと思います。
今すでにやられているとは思いますけど、そういうことが大事ではないかという事でご意見いただいたということで、よろしいかなと思います。ありがとうございます。

議長（会長）
では、他はよろしいでしょうか。

委員
ため池が多い地区なんですが、現にこの斜線（別図）、貝田地区の斜線の中で庄田池とか四角池とかが貝田の所属になっておるんですけども、農業委員会の立場からすると、鶴原郷、具体的には、例えば泉ケ丘なんかにもため池があります。この前、ハザードマップを作る審議の会がありまして、その中で農業の立場からすれば泉ケ丘地区も鶴原でため池を住所登録されておるんですけども、ため池の住所の扱いはどうなるのでしょうか？
例えば、ため池を現に埋め立てて住宅になっているケースが沢山あるんですが、そういう為に住居表示として、ため池も。今回の貝田三丁目に庄田池が含まれてるんですけど。

議長（会長）
今後、農業用水の基盤として使い続けるのか、別の利用をしていくのかという？

委員
農業用水としては、鶴原で多分今でも登録されていると。あくまでも行政、住居表示の登録っていうことでしょうかね。

議長（会長）
わかりました。では、住居表示をする事でのため池の取り扱い方と影響があるのかという事を事務局からお願いします。

事務局
あくまでも個人宅であったり、事業所、あるいは工場（こうじょう）、工場（こうば）と、建物のある所についての住居表示という形で進めさせていただきます。
ため池などについては、今後開発され住宅等になれば（住居表示の設定）ということになります。先ほど委員さんが申し上げました四角池などの底地（土地の町名）は貝田町になります。

事務局

諮問をご承認承りましたら、説明させていただいたように３月議会で議案として提出し議決いただきました後、来年度の秋（令和６年秋）をめどに住居表示を進めていくのですが、その住居表示を実施する対象区域図でお示しした地域については、貝田町域として町の新設をさせていただく形になりますので、ご理解いただけたらと思います。

議長（会長）

住居表示は住居表示として直接関係ないと。

事務局

住所の表記というのは無いのですが、この区域の土地については町の新設という形で実施してまいりますので、町名の表記の変更が生じてまいります。

議長（会長）

わかりました。よろしいですか？

委員

はい、ありがとうございます。

議長（会長）

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

何点かご質問、ご意見、ご提案いただきましたけれども、特段今回の諮問に対する内容について反対のご意見は無かったと認識しておりますけれども、もし、それでよければ、本件については諮問のとおり意見が無いものという事で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（会長）

ありがとうございます。

では、異議無しという事でご意見いただきましたので、この審議会としては諮問のとおり意見無しということで進めたいと思います。

では、以上で諮問事項について審議終了いたしましたが、答申書の作成についてご

協議いただきたいと思います。
　事務局の方に案を作っていただきますので、その間、しばらく休憩としたいと思います。お疲れ様でした。

【休憩】

【答申（案）採択】
事務局
（事務局が答申（案）を配付）

議長（会長）
　お約束の時間はまだなのですが、皆さんも着席されていますので審議会を再開してまいりたいと思います。
　今、お手元に事務局の方から案をお配りいただいております。事務局からご紹介いただきたいと思います。お願いします。

事務局
　（答申（案）朗読）
　以上です。

議長（会長）
　只今、答申（案）をご紹介いただきました。先ほどの審議のとおり特に異議が無いという事でございましたが、この答申（案）についてご質問、ご意見あればお受けしたいと思いますがいかがでしょか？
　よろしいでしょうか？

委員
　折角ですので、皆さん様々な立場の方々がおられるので、住居表示について色々なご意見とか賛同のご意見とかあると思いますのでひと言ずつご意見をいただけたらと思います。

議長（会長）
　わかりました。ひとまず答申案を確認する事として、もしご意見が無ければ答申を、その後にひと言ずついただければという形で進めさせていただきたいと思います。

こちらで答申書という事でよろしいでしょか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（会長）

ありがとうございます。

では、こちらの今お配りいただいた案をもって答申書としたいと思います。答申書の提出時期や提出方法は、会長の私にご一任いただきたいと思いますので併せてよろしくお願いいたします。

議長（会長）

では、一応審議自体は終了したのですけれども、委員からご提案ありましたように、ひと言ずつ住居表示について感想でも結構ですし、日頃感じておられる事をご紹介いただけたらと思います。

《各委員より住居表示についての意見等の発言》

議長（会長）

ありがとうございました。

皆さんからご意見、ご提案という事でちょっと時間取らせてもらいましたが、それぞれのお立場ですとか、その歴史の事であったり今の状況を含めて共有させていただく事ができたのかなと思います。皆様ご発言ありがとうございました。

実はもう１件、このまま閉会と行きたいのですけれど、次第の４の報告事項の住居表示審議会規則の改正についてという事で案件が上がっております。

事務局からの報告、説明お願いします。

事務局

最期に報告が一点のみございます。資料の７をご覧ください。

泉佐野市住居表示審議会規則の一部改正についての報告でございます。次のページめくってもらいますと、資料７－２で審議会規則の現行と改正後という事で新旧対照表を付けておりますので、規則の方が一部改正されてるという事を後ほどご確認願えればなと思っております。以上を持ちまして報告の方に変えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（会長）

７－２が分かりやすそうですが、任命する枠組みの表記ですとか任期ですとか等々ですかね、記載されておりますのでご確認いただければと思います。

報告事項につきまして、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

委員

「（特に意見なし）」

議長（会長）

ありがとうございました。おかげさまで、予定していた議案を全て提案させていただきまして確認させていただく事ができました。

これをもちまして、本審議会を閉会とさせていただきたいと思いますが、私もひと言申し上げたいと思います。

研究する立場としても住居表示をしていただいているとありがたいといいますか、輪島の、能登半島の地震があった時に研究者仲間で震災の時というのは産業の早期復興というのが非常に大事なところでございまして、産業の状況をまずは地図に落として現状を理解しようとした時に、住居表示してあると住所のリストが自動的に電子地図上に落とす事ができるのですけれど、住居表示をしてないとかなりズレてきまして。まあ１件ずつ google で検索すれば大丈夫なんですけども、そういうので少し困った事がありました。

それは、住民の生活に直接関わるものでもないとは思うんですけれども、先ほど消防の事ですとか、警察の方からもありましたけれども、市民の方にいろいろお手間はかけるんですけれども、その暮らしを支えていく上では、どちらでも良いっていうのは確かにそうかなと思うんですけれども、やはり、やるメリットもあるのかなっていうのを改めて感じました。今日、皆さんのご意見を伺って思ったのは、なんて言うんですかね、メリットはもちろんなんですけども、その町名に対する思い入れですとか、その思い入れの合意形成の背景や、ミニ開発の状況でしたり人口減少の話題もありましたし、自治会加入率の問題もありました。

皆さんの議論の中にも、現在の課題みたいなのが少し見えてきましたし、そもそも合意形成をどうしていったらいいんだろうかという投げかけも非常に考えさせられるものでありました。

答えがすぐある話ではないんですけれども、この審議会自体もそういう皆さんの意見を聞ける場になったという意味では、すごく意義があったかなって思います。また、皆さんそれぞれ今後（の住居表示の取り組みが）控えてらっしゃる町もあるかと思いますので、住居表示のひとつの切り口というか、入り口で、その背後にいろんなこれまでの暮らしの歴史ですとか、それこそ（町会に）加入されてない方とのコミュニケーションの事ですとか、なんか、いろんな問題が皆さん抱えながら日々、町に対して

向き合っておられるんだなっていうふうに感じました。

そういう意味でも、私としてもそういう事がまずは共有できたという事が、今日は非常に意義があるご審議いただけたのかなっていうふうに思っております。

おかげさまで無事審議もいただきましたし、こういう場がいろんな形でそれぞれの町でも、あるいは市の中でもこういう形で意見交換する場っていうのは、少しずつ持ちながら合意の場を広げていけると良いのかなっていうふうに思います。

ちょっと、所感のようなご挨拶になった形になりましたけども、審議にあたってご協力いただきまして、ありがとうございます。

以上で、閉会としたいと思います。

どうもありがとうございました。

事務局

どうも、ありがとうございました。

この度、皆様方にはお忙しい中ご出席いただき、慎重なご審議を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

事務局といたしましても、ご答申の趣旨に従いまして、住居表示を実施して参りたいと存じます。

皆様方には、今後ともお世話になる事と存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。